

# 福岡県公報

令和8年6月9日  
第701号

## 目次

### 告示(第401号・第402号)

|   |                     |
|---|---------------------|
| ○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定                                 | (水・大気環境課) …………… 1   |
| ○土地区画整理組合の定款の変更の認可  | (都市計画課) …………… 1     |
| <b>公 告</b>  |                     |
| ○競争入札参加者の資格等  | (総務事務厚生課) …………… 2   |
| ○一般競争入札の実施  | (総務事務厚生課) …………… 3   |
| ○県営土地改良事業計画の決定  | (農村森林整備課) …………… 6   |
| ○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し                                      | (税 務 課) …………… 6     |
| ○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し                                      | (税 務 課) …………… 6     |
| ○令和8年度福岡県家畜講習会の開催   | (畜 産 課) …………… 7     |
| ○建設業の許可の取消し   | (建築指導課) …………… 8     |
| ○開発行為に関する工事の完了  | (開発・盛土指導課) …………… 8  |
| ○開発行為に関する工事の完了  | (開発・盛土指導課) …………… 8  |
| <b>再 掲</b>  |                     |
| ○電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の一部改正について | (警察本部情報管理課) …………… 8 |

## 告 示

### 福岡県告示第401号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質に

よって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和8年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する形質変更時要届出区域  
京都郡苅田町鳥越町2番1の一部
- 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性  
規則第58条第5項第12号(埋立地管理区域)に該当

### 福岡県告示第402号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和8年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 組合の名称  
糸島市池田東土地区画整理組合
- 事務所の所在地  
糸島市池田440番地
- 設立認可の年月日  
令和7年5月23日
- 変更の内容  
事務所の所在地を次のように変更する。  
糸島市池田103番地3  
保留地を定める目的を次のように変更する。  
事業計画で定める公益的施設の敷地を確保することを目的に追加する。  
役員の被選挙権を有しない者の要件を次のように変更する。

定款第15条第2号中「禁固」を「拘禁刑」に変更する。

5 変更認可の年月日

令和8年5月28日

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

二次元レーザドップラー流速計（8備出5）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

- れた原本又は写し)
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和8年7月1日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達内容
- (1) 調達案件名  
二次元レーザドップラー流速計（8備出5）
- (2) 調達物品及び数量  
二次元レーザドップラー流速計 一式
- (3) 履行期限  
令和9年3月19日（金曜日）
- (4) 履行場所  
福岡県工業技術センター機械電子研究所
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和7年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年7月24日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 業種名     | 等級   |
|-----|-----|---------|------|
| 05  | 01  | 電気器具    | AA・A |
| 05  | 02  | 電気通信機器  | AA・A |
| 05  | 04  | 理化学精密機器 | AA・A |
| 05  | 06  | 計測機器    | AA・A |
| 05  | 11  | 諸機器     | AA・A |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を

福岡県工業技術センター機械電子研究所に令和8年7月7日（火曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県工業技術センター機械電子研究所

〒807-0831 北九州市八幡西区則松三丁目6-1

電話番号 093-691-0260

FAX 093-691-0252

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

FAX 092-643-3109

### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

### 7 入札説明書の交付

令和8年6月9日（火曜日）から令和8年7月7日（火曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年7月24日（金曜日）11時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務部会議室（行政南棟地下1階）

(2) 日時

令和8年7月27日（月曜日）10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Two-dimensional laser Doppler velocimeter
- (2) Delivery period : By March 19, 2027
- (3) Delivery place : Mechanics & Electronics Research Institute, 3 - 6 - 1 norimatsu, yahatanishi-ku, Kitakyushu City 807 - 0831, Japan  
Tel 093 - 691 - 0260
- (4) Time Limit for Tender : 11 : 00 A. M, on July, 24 2026
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan  
Tel 092 - 643 - 3092

#### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧

に供する。

令和8年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 縦覧に供する書類                      | 縦覧期間                      | 縦覧場所     |
|-------------------------------|---------------------------|----------|
| 県営野中上地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し | 令和8年6月10日から<br>令和8年7月8日まで | 遠賀町役場建設課 |

#### 公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

令和8年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 特約業者の氏名又は名称  
有限会社スズキ中央販売
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
鞍手郡小竹町大字勝野2314番地の10
- 3 特約業者の指定取消年月日  
令和8年5月1日

#### 公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

令和8年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 特約業者の氏名又は名称

有限会社遠賀石油店

- 主たる事務所又は事業所の所在地  
遠賀郡遠賀町大字今古賀字貴船472番地の1
- 特約業者の指定取消年月日  
令和8年5月1日

### 公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和8年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和8年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 講習の目的  
家畜の取引の業務に必要な知識の修得を図る。
- 講習の対象者  
家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者
- 開催日時及び場所

| 日 時            |                     | 場 所                    |
|----------------|---------------------|------------------------|
| 令和8年10月1日（木曜日） | 午前9時00分～<br>午後5時00分 | オンライン（Microsoft Teams） |
| 令和8年10月2日（金曜日） | 〃                   |                        |

- 講習科目

| 科 目            | 時 間 |
|----------------|-----|
| 家畜の取引に関する法令    | 4   |
| 家畜の品種及び特徴      | 4   |
| 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 | 6   |

- 受講手続

- 提出書類

受講を申し込む者は、次の書類を提出すること。

なお、この申込みは福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

- 家畜商講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

必要事項を記入し、写真（申込前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を所定の位置に貼付すること。

- 6の講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写し

- 提出先

福岡県農林水産部畜産課中小家畜係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

chikusan@pref.fukuoka.lg.jp

なお、福岡県簡易申請システムでの提出も可能とする。

- 提出期限

令和8年8月28日（金曜日）

- 受講者の決定

県で所要の審査を行い、9月上旬頃に受講決定通知を送付する。

- 受講手数料

3,100円

受講決定の通知を受けた希望者は、3,100円分の福岡県領収証紙またはキャッシュレス決済により受講手数料を納付すること。

- 講習会URLのメール送信

受講手数料の納付のあった受講者に対し、講習会URLをメールにて送付する。

- 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付し、提出すること。

- 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には修了証明書を交付する。

#### 8 オンライン受講に係る留意事項

- (1) 本人確認のため、カメラ、マイクを接続し、受講中はカメラを常にオンの状態で参加すること。
- (2) 講義で使用するテキスト「家畜取引の知識」（3,960円）は、受講決定通知に同封する購入案内を確認の上事前に購入すること。
- (3) 講習会テキスト及び本人の受講状況がカメラで確認できない場合、講習課程の全てを修了していないものとする。

#### 9 その他

- (1) 納付された受講手数料の返還は辞退、欠席する場合であっても行わない。
- (2) 受講手続その他の手続についての問合せは、農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

#### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和8年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 処分をした年月日

令和8年5月28日

#### 2 処分を受けた者の商号等

| 商号       | 主たる営業所の所在地           | 代表者の氏名 | 許可番号                                  |
|----------|----------------------|--------|---------------------------------------|
| 有限会社石塚工業 | 北九州市小倉北区吉野町13番1-708号 | 石塚 誠一  | 令和3年12月11日<br>福岡県知事許可（般-3）<br>第95569号 |

#### 3 処分の内容

とび・土工・コンクリート工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

#### 4 処分の原因となった事実

有限会社石塚工業の代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第186条第1項等

の罪により、福岡地方裁判所小倉支部から拘禁刑10月の判決を受け、令和8年3月29日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字後田368番1及び371番2

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市大保1193番地1 ビブレシャトー208号

佐藤 法之、佐藤 実咲

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字後田368番4

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市大保1193番地1 ビブレシャトー202号

松尾 啓靖、松尾 美月

再 掲

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県警察本部告示第38号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（令和3年5月福岡県警察本部告示第31号）の一部を次のように改正し、令和8年6月1日から施行する。

令和8年6月1日

福岡県警察本部長 住友 一仁

別表中

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号） | 第9条  |
|                                  | 第13条 |

を

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）   | 第9条    |
|                                    | 第13条   |
| 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号） | 第3条第1項 |
|                                    | 第3条第2項 |

に改める。